

令和6年度
中小企業リスク対策強化補助金 募集要領
(多様な経営リスク対策型)

～ 受付期間 ～

令和6年6月4日(火)から

(※交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、募集を終了します)

令和6年6月

鳥取県商工労働部商工政策課

【問い合わせ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

電話 0857-26-7565 FAX 0857-26-8117

メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

中小企業リスク対策強化補助金募集要領 (多様な経営リスク対策型)

令和6年度「中小企業リスク対策強化補助金(多様な経営リスク対策型)」(以下「本補助金」という。)の募集を行いますので、交付を希望される方は下記に基づき申請をおこなってください。

1 目的

中小企業者は、グローバル経済下において、為替やエネルギー・原材料価格等の急激な変動、社会構造の変化に伴う賃金水準の上昇など、多様な経営リスクへの対応が求められています。

本補助金は、このような経営リスクを乗り越えていくための取組を支援し、県内事業者の事業継続力を高めることを目的として交付するものです。

2 申請方法等

(1) 受付期間

令和6年6月4日(火)から

※注意事項

○「7 補助対象期間」に掲げる期間内(令和7年3月31日まで)に、補助事業を完了する必要があります。なお、補助対象期間内に完了しなかった場合は、補助金が交付できませんので、事前に必要な期間をしっかりと設定してから申請してください。

《補助事業の完了とは》

旅費や、調査委託費、その他相談やコンサルティングに要する経費の支払まで完了すること。

○交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、募集を終了します。

(2) 申請書の提出先

ア 電子申請の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_initDisplay

イ 郵送又は持参の場合

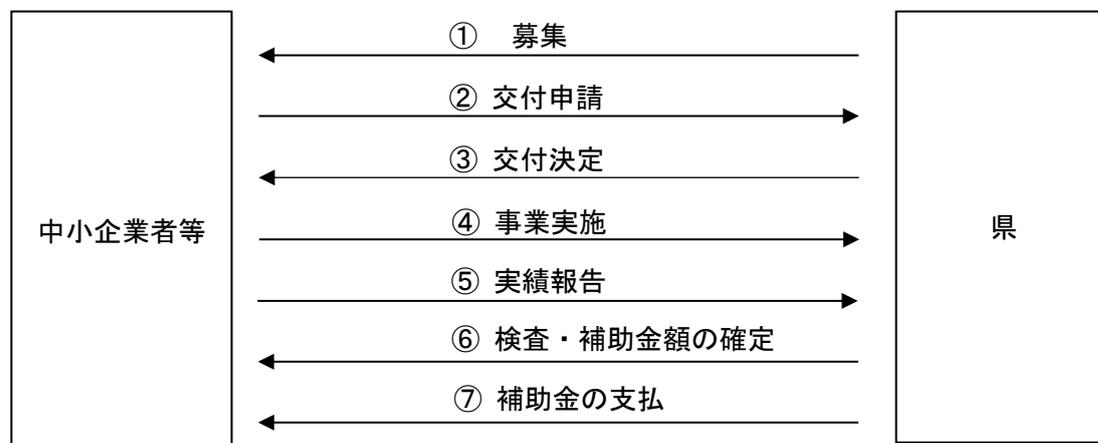
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県商工労働部商工政策課

電話：0857-26-7565

FAX：0857-26-8117

3 事業の流れ



4 補助対象者

以下の全てを満たす、県内中小企業者等※¹

- (1) パートナーシップ構築宣言※²を行っている、又は行うとしていること。
- (2) 過去3年以内に本補助金の目的と同等な県の補助金の利用がないこと

※1 「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当するものとします。

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に定める中小企業者※¹⁻¹であつて、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するもの。

※1-1 具体的には、以下の表に示す会社及び個人、組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、その他組合）が該当します。

(中小企業者の定義)

業種	定義（下記を満たす会社及び個人）
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下 又は 従業者数 100 人以下
小売業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 50 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 100 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機 用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く。）	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 900 人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 300 人以下
旅館業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 200 人以下

※2 パートナーシップ構築宣言とは

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との間での連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するもの。2020年5月に国の機関（内閣府、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び内閣官房副長官）と一般社団法人日本経済団体連合組合会長、日本商工会議所会頭、日本労働組合総連合会会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において取り決められ、創設された制度。

⇒概要及び登録・掲載の方法は以下HPでご確認ください。

<https://www.biz-partnership.jp/>

※その他、次のいずれかに該当する者は、本補助金には申請できません。

- (1) 交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反が認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

5 補助対象事業

グローバル経済環境下において、為替の変動やエネルギー・原材料価格等の変動に伴う適正な価格転嫁による取引価格の適正化、温室効果ガス排出量の削減、パンデミックや地政学的要因等による供給網の寸断、並びに経済安全保障に基づく対応などの多様な経営リスクに対応することを目的として実施する事業。

※注意事項

- 「7 補助対象期間」に掲げる期間内（令和 7 年 3 月 31 日まで）に、補助事業を完了する必要があります。なお、補助対象期間内に完了しなかった場合は、補助金を交付できませんので、ご注意ください。
- 補助金交付決定前に既に着手（発注、契約等）又は終了している事業は対象外となります。

6 補助率及び補助上限／下限額

補助率	補助対象経費の 1 / 2 (補助金の額は千円未満切り捨て)
補助上限額	300 千円

7 補助対象期間

令和 7 年 3 月 31 日まで（補助対象期間内に支払まで完了することが必要です）

8 補助対象経費

多様な経営リスク（※「5 補助対象事業」を参照）に対応するために行う調査や、専門家相談・指導を受けるための費用等

<対象経費例>

- ・自社やサプライヤーに対する調査に要する経費（旅費、調査委託費など）
- ・弁護士への相談・書類作成等の法務的業務の委託費
- ・専門家から受けるコンサルティングに要する経費 など

※注意事項

- 消費税及び地方消費税、振込手数料、郵便為替手数料は補助対象外です。
- に基づいた経済的かつ合理的な金額となるよう、1 件あたり 20 万円以上の経費は、原則として複数者から見積書を取得してください。なお、複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由が分かる書面の提出が必要となりますが、合理的な理由であると認められないときは、補助対象外となります。

9 交付申請に必要な書類

- (1) 交付申請書（本資料掲載の様式第1号(第5条関係)）
- (2) 補助事業計画書（交付要綱様式第1号）
- (3) 収支予算書（交付要綱様式第2号）
- (4) 県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有することがわかる書類（商業登記簿謄本の写し又は定款の写し）
- (5) 見積書等経費の積算根拠が分かる書類（1件あたり20万円以上の経費に限る。）
※複数の見積書の取得が困難な場合は、そのことが分かる書類を提出。
- (6) パートナーシップ構築宣言の写し
※パートナーシップ構築宣言を行っている場合
- (7) パートナーシップ構築宣言に向けた取組が分かる資料の写し
※事業後にパートナーシップ構築宣言を行う場合
- (8) その他商工労働部長が必要と認めた書類

※各様式のデータファイルは、鳥取県ホームページからダウンロードすることができます。

※注意事項

- 必要に応じて別途追加資料をお願いする場合がありますので御承知ください。
- 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。
- 応募に必要な書類の提出部数は1部です。

10 交付決定の主な条件

審査基準は次のとおりです。（審査基準に適合しない場合、交付決定はできません。）

<資格審査>

- ・申請者が補助対象者の要件を満たしているか。
- ・パートナーシップ構築宣言を行っている、又は行おうとしているか。

<事業計画・予算の適切性>

- ・価格適正化やサプライチェーンの維持・強化に向けた計画が適切か。また予算が妥当か。

11 補助事業に関する注意事項

(1) 補助対象経費に関すること

- ・補助対象経費は、補助対象期間中に補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られ、明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。よって、電話代等、領収書によって明細を確認できない経費は対象外です。また、交付決定前に発注（申し込み）、購入、契約等を実施したものも対象外となります。
- ・消費税及び地方消費税、振込手数料、郵便為替手数料は補助対象外です。
- ・実績報告書の検査の結果、補助金の交付決定の内容に合致しない支出、あるいは補助対象外の支出があった場合、当該支出については交付しません。
- ・補助事業者が事業の途中で補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなった場合には、県は交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- ・補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・1件あたり20万円以上の経費については、原則として複数者から見積書を取得してください。複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由が分かる書面の提出が必要となりますが、合理的な理由であると認められないときは、補助対象外となります。

(2) 不正行為等への対応について

- ・交付決定後又は事業完了後であっても、虚偽の申請があった場合などは、交付決定を取り消す場合があります。

様式第1号(第5条関係)

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和6年度中小企業リスク対策強化補助金交付申請書

中小企業リスク対策強化補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	令和6年度中小企業リスク対策強化補助金(多様な経営リスク対策型)
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書

(注)算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。